

平成 27 年度
道路局関係予算決定概要

平成 27 年 1 月 14 日

国土交通省道路局

1. 決定概要

平成27年度道路関係予算においては、復興道路・復興支援道路の緊急整備を始めとする東日本大震災からの復興加速、道路施設の老朽化対策や代替性確保ネットワーク整備などによる国民の安全・安心の確保、道の駅やスマートIC等の活用による拠点の形成や道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保などによる地域の活性化、物流ネットワークの整備などによる国際競争力の強化に重点的に取り組む。

【道路関係予算総括表】

(単位:億円)

	H27決定額 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)
直轄事業	15,691	15,721	1.00
改築その他	11,522	11,829	0.97
維持修繕	2,965	2,684	1.10
諸費等	1,204	1,208	1.00
補助事業	686	644	1.07
地域高規格道路等	485	487	1.00
大規模修繕・更新	45	-	皆増
除雪	101	101	1.00
補助率差額等	55	57	0.98
有料道路事業等	225	214	1.05
合計	16,602	16,579	1.00

※この他に、社会資本整備総合交付金(国費9,018億円)、防災・安全交付金(国費10,947億円)があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※この他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として国費1,975億円がある。また、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として社会資本整備総合交付金等があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

注1. 上記の他に、行政部費(国費8億円)がある。

注2. 平成26年度より社会資本整備事業特別会計が廃止されたことに伴い、直轄事業の「改築その他」には、地方公共団体の直轄事業負担金(2,913億円)を含む。

注3. 四捨五入の関係で、各計数の和が一致しないところがある。

2. 復興関係

国費 1,975億円

※社会資本整備総合交付金等は除く

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に沿って、東日本大震災からの復興対策事業として、三陸沿岸道路等の復興道路・復興支援道路の整備等の事業を推進

3. 新規制度

1) 大規模修繕・更新補助制度の創設等

地方公共団体における大規模修繕・更新を複数年にわたり集中的に支援をするため、新たな個別補助制度（大規模修繕・更新事業）及び当該制度に係る国庫債務負担行為制度を創設する。

※補助率は現行法令通り

（ただし、現行の交付金国費率までの範囲内で、当該補助率を上回る分について防災・安全交付金により措置）

※全体事業費は、都道府県・政令市の管理する道路で100億円以上、市区町村の管理する道路で3億円以上のものに限る。

2) 道路改築事業（補助）に係る国庫債務負担行為の拡充

道路改築事業（補助）において、トンネル、橋梁、大規模土木工事等の工事の性格上、工期が複数年度にまたがるものについて、効率的な工事発注を可能とし、工事体制の確実性の確保を図る観点から、必要に応じて4箇年以内で国庫債務負担行為を設定できるよう制度を拡充する。

3) 名古屋高速道路の償還期間の延長

名古屋高速道路において、採算性を確保しつつ、老朽化や震災への対応として大規模修繕を実施するために、償還期間を現行の40年以内から50年以内に延長する。